

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 27 日

月 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則

○富山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2
○富山県会計規則の一部を改正する規則	4
○富山県行政組織規則の一部を改正する規則	5

規 則

富山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 7 号

富山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

富山県立都市公園条例施行規則（昭和52年富山県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「利用券」の次に「又は駐車券」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (8) 環水公園立体駐車場

附 則

この規則は、富山県立都市公園条例の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第21号）の施行の日から施行する。

(都市計画課)

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 8 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表の14の項の右欄の第 2 号の 4 中「及び」の次に「県の」を加え、同欄の第 3 号中「又は第 2 号」を削り、同号の次に次の 1 号を加える。

(3)の 2 法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請の受理、調査及び県の建築主事への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

第 2 条の表の14の項の右欄の第 4 号中「、調査」を削り、同欄の第 4 号の 5 中「又は第 2 号」を削り、「受理」の次に「、調査」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(4)の 6 法第 18 条第 24 項第 2 号（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請の受理、調査及び県の建築主事への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

第 2 条の表の14の項の右欄中第 20 号の 6 を第 20 号の 7 とし、第 20 号の 5 を第 20 号の 6 とし、第 20 号の 4 を第 20 号の 5 とし、同欄の第 20 号の 3 中「第 60 条の 3 第 1 項ただし書」を「第 60 条の 3 第 2 項ただし書」に改め、同号を同欄の第 20 号の 4 とし、同欄の第 20 号の 2 の次に次の 1 号を加える。

(20)の 3 法第 60 条の 3 第 1 項第 3 号の規定による許可の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

第 2 条の表の14の項の右欄の第 27 号、第 28 号及び第 36 号中「、調査」を削り、同欄の第 39 号の次に次の 1 号を加える。

(39)の 2 政令第 137 条の 16 第 2 号の規定による認定の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

第 2 条の表の 20 の項の左欄中「いう。）」の次に「及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項の右欄に次の 1 号を加える。

(3) 省令第 46 条の 2 の規定による書面の交付の請求の受理及び県への送付並びに書面の交付に係る経由事務

第 2 条の表の 21 の項の左欄中「いう。）」の次に「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項の右欄中第 3 号を第 9 号とし、第 2 号を第 8 号とし、第 1 号を第 7 号とし、同号の前に次の 6 号を加える。

(1) 法第 12 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号及び次号において「計画」という。）の受理及び県への送付並びに計画に対する判定の結果の通知に係る経由事務

(2) 法第 12 条第 2 項の規定による変更後の計画の受理及び県への送付並びに変更後の計画に対する判定の結果の通知に係る経由事務

(3) 法第 13 条第 2 項の規定による通知の受理及び県への送付並びに結果の通知に係る経由事務

(4) 法第 13 条第 3 項の規定による通知の受理及び県への送付並びに結果の通知に係る経由事務

(5) 法第 19 条第 1 項の規定による計画の届出の受理及び県への送付

(6) 法第 20 条第 2 項の規定による通知の受理及び県への送付

第 2 条の表の 21 の項の右欄に次の 2 号を加える。

(10) 省令第 11 条の規定による書面の交付の請求の受理及び県への送付並びに書面の交付に係る経由事務

(11) 省令第 29 条の規定による書面の交付の請求の受理及び県への送付並びに書面の交付に係る経由事務

第 5 条の表の 10 の項の左欄中「、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下この項において「省令」という。）」を削り、同項の右欄中第 40 号及び第 41 号を

削り、第42号を第40号とし、第43号を第41号とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の14の項及び第5条の表の10の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(市町村支援課)

富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第9号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「ときは、」の次に「現金、物品、帳簿、書類その他の物件について」を加え、「後任者とともに署名押印」を「署名（記名を含む。）押印」に改め、同条第3項中「締め切り、これに引継年月日を記載して後任者とともに署名押印をしなければならない」を「締め切るものとする」に改める。

第36条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第33条第2項に規定する支出負担行為にあつては、第2号に掲げる書類の添付を要しない。

第36条第2項第2号中「（第33条第2項に定める場合を除く。）」を削り、同条第3項中第12号を第13号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 土地又は建物の使用料又は賃借料で、契約により支払期日の定めのあるもの
第149条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第37条第2項に規定する納付期限に余裕のある控除金については、第33条第1項に規定する支出負担行為にあつては支出決議書兼歳入歳出外現金受入決議書により、同条第2項に規定する支出負担行為にあつては支出負担行為決議書兼支出決議書兼歳入歳出外現金受入決議書により決定することを妨げない。

別表第 2 の総合教育センターの項中「総務課長」を「総務支援課長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第36条第 3 項第 4 号の規定は、平成29年度以降の予算に係る支出に関する事務（これに関連する会計事務を含む。以下同じ。）の処理について適用し、平成28年度以前の予算に係る支出に関する事務の処理については、なお従前の例による。

(出 納 課)

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第10号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第79条の表富山県後期高齢者医療審査会の項の次に次のように加える。

富山県国民健康保険 運営協議会	次に掲げる事項を審議する事務 (1) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下この項において「改正法」という。）附則第 7 条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関すること。 (2) 改正法第 4 条の規定による改正後の国民健康保険法第75条の 7 第 1 項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。	厚生企画 課
--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

	(3) その他国民健康保険事業の運営に関する重要 事項	
--	--------------------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人 事 課)